

全国年金相談会のご案内

詳しくは、KKRホームページをご覧ください。

「連合会からのねんきん定期便について」のご案内


「ねんきん定期便」の詳細については、KKRホームページをご覧ください。

この「ねんきん定期便」は下記の時点で作成しており、
年 月 までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)

KKR年金情報提供サービスで年金の試算ができます

KKR年金情報提供サービスは、インターネットで公務員期間の年金の試算や年金加入記録の確認などができますので、**老後の生活設計**にご活用ください。

申請・ご利用は、KKRホームページトップページから 

○お問い合わせ先

KKR年金相談ダイヤル 0570-080-556 (ナビダイヤル)

0570におかけにならない場合等 03-3265-8155 (一般電話)

受付時間 月～金曜日(土日祝日・年末年始を除く) 9:00～17:30

- ・お問い合わせ等の内容は、電話対応の品質向上のため、録音させていただきますので、ご了承ください。
- ・電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。
- ・在職中の方の住所変更については、所属の共済組合へお申し出ください。

雨などで濡れている場合は、十分に乾かしてから
はがしてください。

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月	(a+b+c)	(d)	
厚生年金保険 (b)				月	月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

3. 老齢年金の種類と見込額(年額) (現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込み額を計算しています)

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～
(1)基礎年金	老齢基礎年金			円
(2)厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(報酬比例部分)	円	(報酬比例部分)	円
	(定額部分)	円	(定額部分)	円
公務員厚生年金期間	(報酬比例部分)	円	(報酬比例部分)	円
	(定額部分)	円	(定額部分)	円
私学共済厚生年金期間	(経過的职业加算額 (共済年金))	円	(経過的职业加算額 (共済年金))	円
	(報酬比例部分)	円	(報酬比例部分)	円
	(定額部分)	円	(定額部分)	円
	(経過的职业加算額 (共済年金))	円	(経過的职业加算額 (共済年金))	円
(1)と(2)の合計	円	円	円	円

- ・老齢年金の年金額は、現在の加入条件で60歳まで(注)継続して加入したものと仮定して計算しています。
- (注)公務員厚生年金期間の老齢年金の年額は、現在の加入条件で60歳に達した日以後の最初の3月31日まで
- ・老齢年金の見込額が表示されていない場合は、受給資格期間が120月に達していない場合などですので、KKR年金相談ダイヤルにお問い合わせください。
- ・船員組合員期間または日本鉄道共済組合や日本たばこ産業共済組合の組合員期間を有するときは、「公務員厚生年金期間」に表示されている見込額が変動する場合があります。
- ※年金見込額は今後の加入状況や経済動向などによって変わります。あくまで目安としてください。

料金後納
郵便

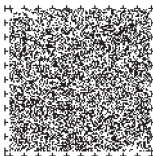
親展

「ねんきん定期便」です。
年金加入記録をお送りします。

KKR

国家公務員共済組合連合会 年金部

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎



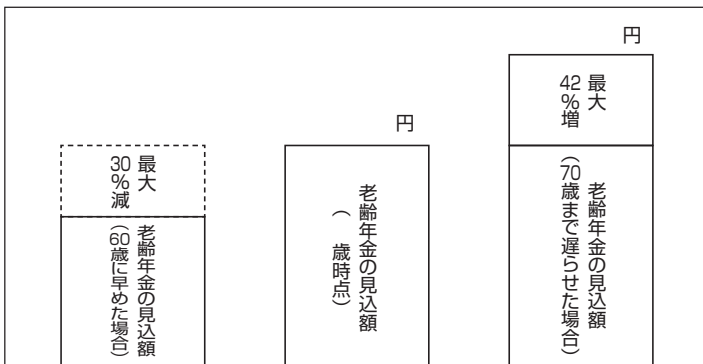
KKRホームページ
<https://www.kkr.or.jp/nenkin/>

左のマークは、目の不自由な方
のための音声コードです。

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください
(雨などで濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

基礎年金番号	私学共済の加入者番号

- ①年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。
- ②年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
(70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増)(注)
(注)65歳以後繰り下げの請求を行うまでの間に在職されている期間があるときは、その間における在職支給停止に相当する分は、繰り下げによる増額の対象とはなりません。また、加給年金も増額の対象とはなりません。
- ③65歳の年金受給を60歳に繰り上げて早く受給した場合、65歳開始と比較して最大30%減額となります。



1. これまでの保険料納付額 (累計額)

(1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料(被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

※お問い合わせの際は、
基礎年金番号をお知らせください。

最近の月別状況です

下記の月別状況や裏面の年金加入期間に「まれ」や「誤り」があると思われる方、特に転職・転勤が多い場合、姓(名字)が変わったことがある場合などは、国民年金および一般厚生年金期間については、お近くの年金事務所、私立学校の教職員期間については、日本私立学校振興・共済事業団、公務員期間については、KKR年金相談ダイヤルへお問い合わせください。

年月 (和暦)	国民年金 (第1号・第3号) 納付状況	厚生年金保険		
		加入区分	標準報酬月額 (千円)	標準賞与額 (千円)

・納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されることがあります。